

## 津市消防団への貢献事業所に対する感謝状贈呈基準

平成18年9月1日

### (趣旨)

第1条 この基準は、津市消防団の組織に関する規則（平成18年津市規則第224号）第29条第3項に規定する、消防団活動に対し特に顕著な貢献をした事業所に対する感謝状の贈呈に関し必要な事項を定める。

### (事業所の定義)

第2条 この基準における事業所とは、官公庁以外で生産活動又はサービス等の継続的な経済活動を行う、被雇用者が1名以上の組織（公益法人を含む）をいい、会社法（平成17年7月26日法律第86号）第6条第1項に規定する商号の有無を問わない。

### (贈呈基準等)

第3条 感謝状を贈呈する基準は、別表により計算を行い、得点上位となった事業所に対し感謝状を贈呈するものとする。

同点となった場合は、団員数、団員勤務年数、長期在団者、就業時間中の団活動の各得点順で判断するものとする。

2 感謝状の贈呈は、1事業所につき1回を限度とする。

3 市内に複数の支店・営業所等の出先機関（以下「出先機関」という。）が存在する場合は、原則として本社・本店等事業所の本拠に対し感謝状を贈呈するものとし、出先機関にはこれを贈呈しない。

### (勤務年数計算)

第4条 団員の勤務年数算定において、1年未満の端数があるときは、6月未満は切り捨て、6月以上はこれを1年とする。

### (上申)

第5条 津市消防団表彰規程第4条に規定する上申は、別記様式によりこれを行うものとする。

### (疑義)

第6条 この基準に疑義がある場合または、この基準によらずに貢献事業所に対する感謝状を贈呈することが適当であると認められる場合は、津市消防団会議に関する要綱（平成18年消防本部訓第27号）第2条第2号に規定する消防団長会議の議決によるものとする。

附 則

この基準は、平成18年9月1日から施行する。

別記様式（第5条関係）

消防団活動に対する貢献事業所感謝状上申書

平成 年 月 日

津 市 長 様

津市 消防団長（氏 名） 印

事業所名			
事業所住所			
代表者氏名			
貢献の内容			
点数計算	団員数		
	団員勤務年数		
	長期在団者		
	就業時間中の団活動		
	合計		
処理結果 (本部記入)	得点順位	表彰	施行
	位	可・否	平成 年 月 日

※ 点数計算は、必要に応じ別紙を添付すること

## 別 表

No	項 目		点数	備 考
1	団員数	1人につき	5	例：10人いれば50点（10人×5点）
2	団員勤務年数加算	団員1人の勤務年数1年につき	1	例：10年在籍者が10人いれば100点（10年×10人×1点）
3	長期在団者加算・減算	30年以上の団員がいる	30	例：1人でもいれば30点を加算（2人以上でも加算は30点）
		20年以上の団員がいる	20	例：1人でもいれば20点を加算（2人以上でも加算は20点）
		10年以上の団員がいる	0	1人でもいれば減点なし
		10年以上の団員がいない	△ 20	1人もいなければ△20点
4	就業時間中の団活動（事業所及び団員から状況を聴取する）	就業規則等に特別休暇等として取扱う旨を明記	50	可能であれば、規則の写しを添付すること
		就業規則等に明記はないが特別休暇扱い	30	実質的に特別休暇等扱っている場合
		就業規則等に明記はないが配慮している	30	就業扱い又は休暇扱いなしで許可している（黙認を含む）場合
			20	自己休暇（年休等）で処理している場合
		活動できない	△ 50	就業中の団活動が禁止されている場合

## 計算例

1 団員数 5人 × 5点 = 25点

2 団員歴加算 44点

団員A 在団8年 × 1点 = 8点

団員B 在団21年 × 1点 = 21点

団員B 在団1年 × 1点 = 1点

団員D 在団5年 × 1点 = 5点

団員E 在団9年 × 1点 = 9点

3 長期在団者加算・減算

21年在団者が1名いるため 20点加算

4 就業時間中の団活動

就業規則に明記はないが、休暇扱いにもされない。事実上黙認で火災等に出動している。→ 30点

◎ 合計 25点 + 44点 + 20点 + 30点 = 119点